

# 令和5年度 一般監査報告書

令和6年3月

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

## はじめに

本監査報告は、「北海道開発局監査規則」（平成13年1月6日国土交通省訓令第81号）に基づき実施した一般監査結果を取りまとめたものである。

今後、本監査結果を踏まえ、北海道開発局における事務の適正な運営や綱紀の保持、不正行為の防止に努めることが必要である。

## 目 次

	P
I 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組	
1 監査目的等	1
2 監査結果	2
(1) 再発防止策に関する通知文書の職員周知	2
(2) 不正な利益供与に関する再発防止の取組	2
(3) 設計書の改ざんに関する再発防止の取組	4
(4) 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組	4
3 意見	4
II 北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組	
1 監査目的等	5
2 監査結果	6
(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組	6
(2) 事業者等との接触、対応に関する取組	8
(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	10
(4) 開発建設部長と事務所長等との面談	12
3 意見	12

# I 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する再発防止の取組

## 1 監査目的等

### (1) 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号）

### (2) 監査目的

令和5年度、「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する調査及び再発防止のあり方検討委員会」において、不正な利益の供与、設計書の改ざん、不正行為の発覚の遅れに係る再発防止策の提言が示され、この提言を踏まえ、再発防止策が取りまとめられた。

その再発防止策を実施しているところであるが、再発防止の取組を検証し、今般のような不正事案の再発防止に資するものとする。

### (3) 監査項目

ア 不正な利益供与に関する再発防止の取組

イ 設計書の改ざんに関する再発防止の取組

ウ 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組

※各取組の職員周知については、一括で確認

### (4) 監査対象箇所、監査実施日及び監査方法

全開発建設部本部及び岩見沢河川事務所、千歳川河川事務所、小樽道路事務所、苫小牧道路事務所、釧路道路事務所、帯広道路事務所、北見道路事務所を対象に、書面及び現地監査を以下のとおり実施した。

#### 【現地監査実施日】

実施日	監査対象開建	監査対象箇所	
10月12日	札幌開発建設部	岩見沢河川事務所	
11月27日		千歳川河川事務所	
12月14日		本部	
12月5日	函館開発建設部	本部	
12月18日	小樽開発建設部	本部	小樽道路事務所
12月8日	旭川開発建設部	本部	
10月30日	室蘭開発建設部	本部	苫小牧道路事務所
11月6日	釧路開発建設部	本部	釧路道路事務所
11月7日	帯広開発建設部	本部	帯広道路事務所
12月7日	網走開発建設部	本部	北見道路事務所
12月5日	留萌開発建設部	本部	
12月4日	稚内開発建設部	本部	

## 2 監査結果

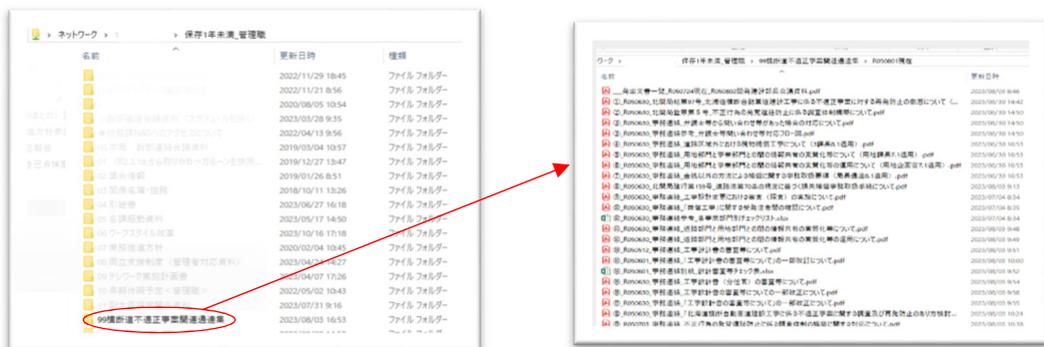
### (1) 再発防止策に関する通知文書の職員周知

○全ての開発建設部において、「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する調査報告書（令和5年5月）」（以下「令和5年報告書」という。）において示された「再発防止策に関する提言」を踏まえて取りまとめられた再発防止策について、幹部職員等から管理職員等に対し、部内の課所長等会議等の場で周知するとともに、管理職員等から所属職員に周知するよう指示していた。また、管理職員等から所属職員に対し、職場内ミーティング等の場において周知していた。

上記再発防止策を受けて本局関係部署から発出された関係通達や事務連絡（以下「関係通達等」という。）についても、全ての開発建設部において関係職員に周知していた。

周知に当たって、以下のような工夫を行っている開発建設部もあった。

- ・ 関連通達等が複数の本局関係部署から発出されたため、関係する部門のラインだけではなく、横のつながりとして全体を把握する必要があると考え、部長が総務課に指示し、再発防止策の項目ごとに対象文書を整理した一覧表を作成し、全文書を所属長に周知していた。
- ・ 一連の関係通達等の全て及びその一覧を管理職員専用の共有フォルダ内に集約し、部内での周知徹底に活用していた。
- ・ 本部担当課による web での説明会を実施していた。



＜関連通達を専用共有フォルダ内に集約（釧路）＞

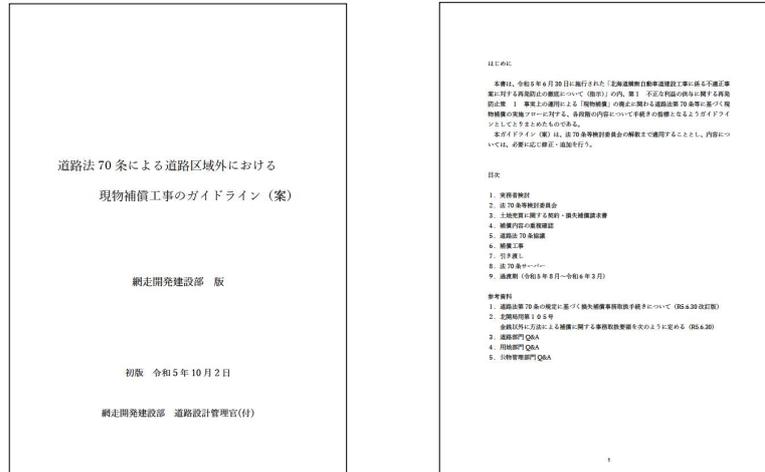
### (2) 不正な利益供与に関する再発防止の取組

○事実上の運用による「現物補償※」の廃止について、地権者等から現物補償工事の要求があった開発建設部においては、実務者による現物補償工事の実施内容等の妥当性及び適用規定（以下「補償方針」という。）を検討していた。また、補償方針を検討後、「道路法第70条等に基づく現物補償方針検討委員会」に諮り、決定していた。

これらを実施するに当たり、以下のような工夫を行っている開発建設部もあった。

- ・ 関係課所等で連携しガイドラインを作成する準備を行っていた。

- ・効率的な運営とするため、web での開催や必要最小限の開催となるよう、工事の進捗に間に合う範囲で地権者等からの要求を一定程度取りまとめた上、検討会等を実施していた。
- ・関係課所等との勉強会を開催していた。



<ガイドラインの作成（網走）>

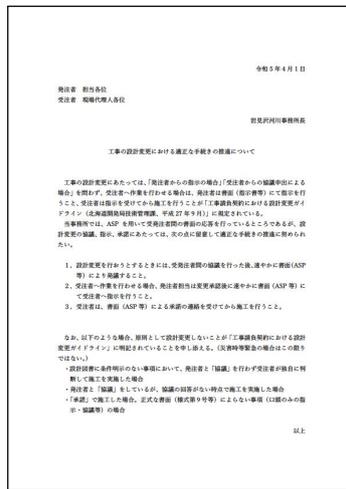
※現物補償：地権者等に対して金銭以外の方法による補償（給付）を行うこと

○用地課と事務所との間の情報共有の実質化について、全ての開発建設部において、用地課起案の土地・物件調書並びに補償額算定調書及び用地交渉記録を電子決裁システムの活用により、決裁者又は改定された専決者である幹部職員に決裁を仰ぐとともに、関係する全ての工事担当者に供覧していた。電子決裁システムの活用他、以下の方法を用いて用地課と事務所との情報共有を図っていた。また、用地取得後の公物管理課への引継ぎについて、地権者から引き渡し（明け渡し）を受けた翌月までに適切に行っていた。

- ・関係課等で閲覧可能な共有フォルダを作成し、用地取得が伴う事業に係る工程管理チェックリストにより進捗状況を共有していた。
- ・事務所併任の用地担当職員が事務所に赴き、進捗状況を共有する場を設けていた。

○受注業者による「無償工事※」の根絶について、全ての監査対象事務所において、「無償工事に関する確認書」により、「無償工事」を実施しないことを受発注者間で確認し、記録を残していた。

- ・独自の取組として、発注担当者及び受注者に対し、工事の設計変更における適正な手続きの推進について、所長から文書を発出していた。



< 所長からの文書（岩見沢河川） >

※無償工事：事業執行に伴う工事において、設計内容に含まれていないにもかかわらず、発注者が受注者に対して受注者による費用負担の下で実施させる工事

### (3) 設計書の改ざんに関する再発防止の取組

○全ての監査対象事務所において、本官発注工事における設計書の起案は本部で行われており、事務所と本部の責任分担を明確化した上で、事務所と本部により二重の審査を実施する体制を構築していた。

○全ての開発建設部において、設計変更審査時にチェックリストに基づき審査対象かを判定し、必要がある場合に設計図書と基礎資料の整合が図れているか審査（照査）していた。

○全ての開発建設部において、工事設計書の作成者・作成日、審査者・審査日、決裁者・決裁日など決裁経緯表を用いて決裁過程の可視化を行っていた。

○全ての開発建設部において、必要がある場合に3次元データを活用して算出した総土量により変更設計書の精算数量の妥当性を確認するなど、ICT 土工の導入を進めていた。

### (4) 不正行為の発覚が遅れたことに関する再発防止の取組

○全ての開発建設部において、弁護士等から問い合わせ等があった場合の対応について、発出された文書を周知しており、事案が発生した場合は、その情報を速やかに本局幹部職員に報告していた。

## 3 意見

○再発防止策の関連通達等に基づき適切に対応していた。

なお、今後、実態を踏まえ、対策の実効性を維持・強化しつつ、必要に応じ手続きの簡素化など職員への負担を軽減する取組を検討し、実施することにより、再発防止策の定着を促進していくことが重要である。

## Ⅱ 北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

### 1 監査目的等

#### (1) 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号）

#### (2) 監査目的

令和3年度、「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」において、事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化や入札手続における運用面の見直しなどの再発防止策が示され、令和3年度以降の一般監査において、これまで事務所等を対象に5年間で一巡する頻度で実施してきたが、3年間で一巡する頻度で実施することとし、監査の強化を図っているところである。

については、本事案に係る再発防止の取組を踏まえ、入札契約の適正な執行を確保する観点から、監査を実施した。

#### (3) 監査項目

- ア コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- イ 事業者等との接触、対応に関する取組
- ウ 機密情報管理の徹底に関する取組
- エ 開発建設部長と事務所長等との面談

#### (4) 監査対象箇所、監査実施日及び監査方法

札幌、小樽、室蘭及び留萌開発建設部の事務所等一部（24事務所及び3事業所）を対象に、書面及び現地監査を以下のとおり実施した。

#### 【現地監査実施日】

実施日	監査対象開建	監査対象箇所		
10月12日	札幌開発建設部	国営滝野すずらん丘陵公園事務所	岩見沢農業事務所	
11月14日		空知川河川事務所	深川農業事務所	
11月21日		幾春別川ダム建設事業所		
11月27日		夕張川ダム総合管理事務所		
12月14日		札幌河川事務所	豊平川ダム統合管理事務所	札幌北農業事務所
12月18日	小樽開発建設部	小樽道路事務所	小樽港湾事務所	
12月19日		倶知安開発事務所	岩内道路事務所	後志中部農業開発事業所
10月30日	室蘭開発建設部	苫小牧道路事務所	胆振農業事務所	
11月13日		苫小牧砂防海岸事務所	苫小牧港湾事務所	厚真川水系砂防事業所
11月30日		鷗川沙流川河川事務所	日高道路事務所	
12月1日		浦河道路事務所	室蘭港湾事務所	浦河港湾事務所
12月6日		室蘭道路事務所	有珠道路事務所	
12月5日	留萌開発建設部	羽幌道路事務所		

## 2 監査結果

### (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

#### ア 事務所等における再発防止策の徹底に関する取組

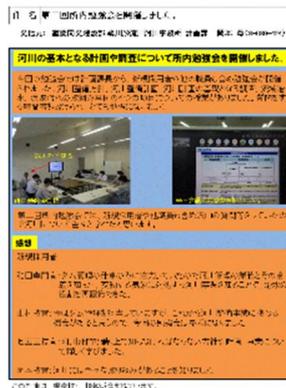
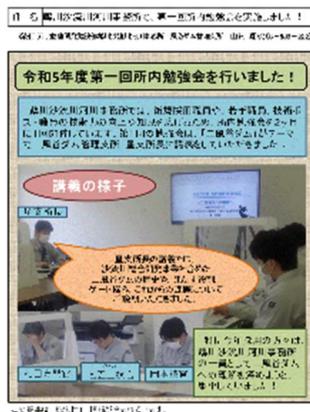
○監査対象事務所及び事業所（以下「監査対象事務所等」という。）において、職場内ミーティングや定例会議の場で、所長、総務課長等から所属職員に対して、令和5年報告書の概要及び再発防止策についての説明を行うとともに、「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書（令和3年11月）」（以下「令和3年報告書」という。）の再発防止策の徹底について、注意喚起していた。

○監査対象事務所等において、事業者等との応接ルールの徹底に関するポスター及び事務所長等によるコンプライアンス宣言を掲示していた。

○一部の事務所では、以下のような取組を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めていた。

- ・ 令和5年報告書について、職員が全文を読むことは時間がかかるため、まずは所長が自ら考えているポイントを整理し、事務所職員全員にメールにより説明していた。併せて、監督職員から受注者に「無償工事に関する確認書」について依頼する際に、令和5年報告書を読んでもらうようにメール等に付記するよう指示していた。
- ・ 新規採用職員が相談しやすい環境を作るために、全ての新規採用職員の座席が島の中心になるように席替えを行っていた。
- ・ 新規採用職員を含め職員が所内業務の内容を理解するための勉強会を開催していた。
- ・ 若手職員を対象として、管理職員が学習テーマを決めて学習する「塾」を開催していた。





<勉強会の様子（鷗川沙流川河川）>

## イ 全職員に対するコンプライアンス講習会等の受講の徹底

○監査対象事務所等において、所属職員に講習を行う管理職員は、管理職員等を対象としたコンプライアンス講習会に参加し、その後事務所等において行われた職場内ミーティングの中で説明していた。

なお、参加できなかった職員には個別に対応し、講習内容を説明するなど全職員が受講する取組を徹底していた。

## ウ 発注担当職員に対するコンプライアンス意識の更なる徹底

○監査対象事務所等において、以下の事項を不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員に重点的に伝えることに留意して、職場内ミーティングを実施していた。

- ・ 不正事案及びその要因・背景
- ・ 自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等、入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・ 事業者等との応接ルール
- ・ 機密情報管理方法
- ・ 不当な働きかけがあった場合の通報窓口への報告制度
- ・ 判断に迷う場合は、一人で判断せずに上司や先輩に相談すること

○コンプライアンス通信、非違行為事例集等を活用し、定例会議や職場内ミーティングにおいて、コンプライアンスの遵守について話題提供を行う、身近な事例を参考に正しい対処法を話し合うなどの取組を進めている事務所もあった。

## (2) 事業者等との接触、対応に関する取組

### ア 事業者等との執務スペース外のオープンな場所での対応の徹底

○監査対象事務所等において、発注担当職員が事業者等と対応する場合は、北海道開発局発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）に基づき、以下のとおり適切に対応していた。

- ・原則、執務スペース外のオープンな場所で、複数の職員により対応（複数の職員による対応については、挨拶や定型的な契約関係書類の受渡し等の場合を除く）
- ・これによることができない場合は、事前に所属長等の承認を得て対応

○監査対象事務所等における個室の所長室については、応接テーブルや椅子等を入口近くに配置するとともに、事業者等との応接時は扉を開放して対応していた。

一部の事務所等では、所長室がガラス張り、執務室内に所長席があるなど、視認性が確保されており常にオープンな状態であった。



<所長室の視認性：ガラス張り（浦河道路）>



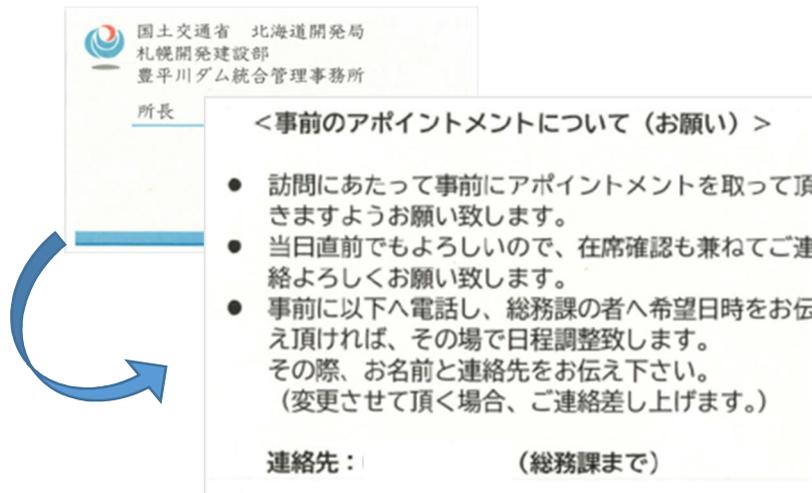
<事務室内に所長席（胆振農業）>

### イ 所長訪問時のアポイントメント一元化と総務担当等窓口経由の徹底

○監査対象事務所等において、所長が事業者等と応接する際には、組織として応接状況を把握できるよう、総務担当等を受付窓口として、アポイントメントを取ってもらった上で対応していた。アポイントメントの状況については、グループウェアのスケジュール機能を活用し、情報を共有するなどの対応がなされていた。

一部の事務所では、来訪者、滞在時間等がわかるよう到来訪者受付簿を作成していた。





<事前アポイントメントのお願いについて名刺の裏面活用(豊平川ダム)>

## ウ 積算業務、技術審査等を担当する課等への自由な出入りの制限

○監査対象事務所等の発注事務を行う課等において、入札契約に係る機密情報漏えい防止のための取組であることを、常時、掲示等により周知した上で、事業者等の執務スペースへの自由な出入りを制限していた。また、発注事務を行う課等のドアに立入を制限する掲示、パーティション等による立入制限、入室にあたって総務担当等が来庁用件を聞き取るなど、事業者等との適切な対応に関する取組を徹底していた。

### (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

#### ア 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

○監査対象事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する「情報管理整理役職表」を作成しており、組織改正や人事異動等により内容に変更が生じた都度、適時に更新していた。また、本官発注工事及び業務の入札関連情報に関して、事務所等職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所等職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記していた。

#### イ 発注事務に関する書類等の管理の徹底

○監査対象事務所等において、工事及び業務の発注事務に関する書類等の管理について、紙文書化したものは専用キャビネット等に保管施錠し、電子データは「情報管理責任者」が指定するサーバー内でアクセス制限を設定した上で保管する等、北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル(以下「発注者綱紀保持マニュアル」という。)に定められた方法により適切に管理していた。

○一部の事務所で、新型コロナウイルス感染症対策により、事業者等との打合せスペース付近にプリンターを配置せざるを得なかったが、事務所内での打合せが再開された後もそのままになっていたもの、また、プリンターと総務担当等受付窓口との間が透明のビニールカーテンで仕切られていたことから事業者等がプリンターにアクセスすることができなかったが、ビニールカーテンを撤去したことにより、受付時にプリンターの資料が見える状況となっていたものがあつた。いずれも速やかに改善した。



<打合せスペースからプリンターの移動（夕張川ダム）>



<プリンターの吐き出し口を目隠し（苫小牧道路）>

#### ウ 入札関連情報のメール送信時におけるパスワード設定の徹底

○監査対象事務所等において、公表前の入札関連情報を含む電子データを電子メールで送る際は、パスワードを設定した上で送信していた。

#### エ 工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

○工事の履行確認のために必要な特別契約書の附属書類である施工計画又は技術提案書（以下「技術提案書等」という。）について、送付に際しては、書類の手渡しやパスワードを設定した上でメール送信し、管理に際しては、工事施工中は主任監督員等が施錠できる場所等で一元的に保管し、処分に際しては、履行確認後、シュレッダー等で適切に処分していた。

なお、履行確認後の技術提案書等については、該当する監査実施事務所等において、廃棄日、廃棄者、廃棄方法等を保管一覧に記録し、後に廃棄の事実を確認できるようにしていた。

#### オ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

○全ての開発建設部において、「情報管理責任者」は、発注者綱紀保持規程に基づき、毎年度点検を実施し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告していた。点検に際しては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適、否、対象外）を明示した点検表により点検していた。

#### （４）開発建設部長と事務所長等との面談

○全ての開発建設部において人事評価面談の機会等を活用し、部長と事務所長等との面談を実施していた。

○各部長とも再発防止策等の確実な理解と実施のために、同じ内容でも繰り返し周知すること、課題や懸念は遠慮なく速やかに相談する等の指導を行っており、再発防止に向けて事務所長等の認識を促進していた。

### 3 意見

○「令和3年報告書」に基づく再発防止策の実施状況について、監査対象事務所等における書面及び現地監査を実施した結果、確認した項目については、概ね適切に取り組まれていたが、以下の点については適切な対応をされたい。

・新型コロナウイルス感染症対策により、事業者等との接触の機会が減ったことから、職員同士の接触を避けるため、打合せスペースに一時的にプリンターを配置したり、飛沫防止用のパーティション等を設置していた等の取組を行っていた場合は、事務所内での打合せの再開、パーティションの撤去等の取組状況の変化に合わせ、事業者等の導線上にプリンターが設置されていないか等、改めて発注者綱紀保持マニュアルに照らし合わせ、執務室の整備等に努めること。

・令和3年度以降の一般監査において、事務所等の監査の強化を図るため3年間で事務所等を一巡し、入札契約の適正な執行を確保する観点から監査を実施してきたが、この間に初めて管理職員になった職員が、なぜ、このような取組を行っているのかをよく知らないことにより、上記に記載したような小さい見落としが起きている。そのため、改めて事案の背景等を理解し、再発防止のための取組を着実に実施すること。